

## 教育福祉常任委員会記録

令和7年 第2回定例会																	
1 日 時	令和7年 6月18日(水) 午前10時00分 開会 午前11時55分 閉会																
2 場 所	第1委員会室																
3 出席委員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;">藤田 義昭</td> <td>委員長</td> </tr> <tr> <td>宇賀神 敏</td> <td>副委員長</td> </tr> <tr> <td>橋本 勝浩</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>舩生 雅秀</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>梶原 隆</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>佐藤 誠</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>舘野 裕昭</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>谷中 恵子</td> <td>委員</td> </tr> </table>	藤田 義昭	委員長	宇賀神 敏	副委員長	橋本 勝浩	委員	舩生 雅秀	委員	梶原 隆	委員	佐藤 誠	委員	舘野 裕昭	委員	谷中 恵子	委員
藤田 義昭	委員長																
宇賀神 敏	副委員長																
橋本 勝浩	委員																
舩生 雅秀	委員																
梶原 隆	委員																
佐藤 誠	委員																
舘野 裕昭	委員																
谷中 恵子	委員																
4 欠席委員	なし																
5 委員外出席者	石川 さやか 副議長																
6 説明員	別紙のとおり																
7 事務局職員	橋本 議事課議事調査係長 永山 書記																
8 会議の概要	別紙のとおり																
9 傍聴者	なし																

## 教育福祉常任委員会 説明員

職 名		氏 名	人 数
副市長		福田 義一	1名
教育長		中村 仁	1名
行政経営部	税務課長	倉澤 弘	1名
保健福祉部	保健福祉部長	青木 康子	9名
	厚生課長	高根澤秀明	
	福祉まるごと相談室長	松島 誠	
	障がい福祉課長	松島 貴行	
	高齢福祉課長	長谷川ルミ	
	介護保険課長	根本 幸子	
	保険年金課長	山形 弘行	
	健康課長	柏熊 隆夫	
	厚生課地域福祉係長	丑越 佑介	
こども未来部	こども未来部長	杉山 芳子	5名
	子育て支援課長	古橋 芳一	
	保育課長	渡辺 稔近	
	こども・家庭サポートセンター所長	飯塚 利幸	
	子育て支援課こども支援係長	鈴木 祥公	
教育委員会事務局	教育次長	佐藤 靖	12名
	教育総務課長	大出 知恵	
	学校再編推進室長	田仲 史枝	
	学校教育課長	羽山 好明	
	教育指導担当	吉江 紫	
	生涯学習課長	中村 陽子	
	文化課長	永岡 弘章	
	スポーツ振興課長	神山 悦雄	
	学校給食共同調理場長	平田 昌代	
	図書館長	市川佳代子	
	川上澄生美術館事務長	戸崎 守	
	教育総務課総務政策係長	倉持 浩久	
合 計			29名

## 教育福祉常任委員会 審査事項

- 1 議案第34号 専決処分事項の承認について（令和6年度鹿沼市一般会計補正予算（第10号））
- 2 議案第35号 専決処分事項の承認について（令和6年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算（第4号））
- 3 議案第36号 専決処分事項の承認について（令和6年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））
- 4 議案第39号 専決処分事項の承認について（鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正）
- 5 議案第40号 令和7年度鹿沼市一般会計補正予算（第2号）について
- 6 議案第50号 令和7年度鹿沼市一般会計補正予算（第3号）について

## 令和7年第2回定例会 教育福祉常任委員会概要

○藤田委員長 皆さん、おはようございます。

開会前に申し上げます。

委員の質疑及び執行部の説明、答弁に際しましては、会議を録音しておりますので、ご面倒でもお近くのマイクにより明瞭にお願いいたします。

また、再質問に対する答弁については、委員長から指名は行いませんので、担当課長が挙手の上、説明をお願いします。

なお、委員会の様子を記事に掲載する関係で、事務局の職員が写真撮影を行いますので、ご了承ください。

それでは、ただいまから、教育福祉常任委員会を開会いたします。

今議会におきまして、本委員会に付託されました案件は議案6件であります。

それでは、早速、審査を行います。

はじめに、議案第34号 専決処分事項の承認について（令和6年度鹿沼市一般会計補正予算（第10号））のうち、教育福祉常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

はい、お願いします。

○高根澤厚生課長 厚生課長の高根澤です。

よろしくお願ひいたします。

議案第34号 専決処分事項の承認について（令和6年度鹿沼市一般会計補正予算（第10号））中、保健福祉部が所管する主な歳入、歳出についてご説明いたします。

まず、歳入について、ご説明いたします。

補正予算に関する説明書、5ページをお開きください。

一番下の段、13款 分担金及び負担金 1項2目 民生費負担金の説明欄4行目、養護老人ホーム千寿荘委託者負担金、277万4,000円の増につきましては、入所者が納める負担金の実績額に伴い、増額するものであります。

7ページをお開きください。

上から2段目、15款 国庫支出金 1項1目 民生費国庫負担金 1節の説明欄2行目、障害者自立支援事業費国庫負担金、8,116万6,000円の減につきましては、国庫負担金の交付決定に伴い、減額するものであります。

次に、同じく3節 生活保護費国庫負担金の説明欄、生活保護扶助費国庫負担金、207万1,000円の減につきましては、交付決定に伴い、減額するものであります。

次に、その下の段、2項1目 総務費国庫補助金 1節の説明欄2行目、地方創生臨時交付金、1億8,575万8,000円の減につきましては、国庫補助金の交付決定に伴い、減額するものであります。

次に、同じ段、2項2目 民生費国庫補助金 1節の説明欄、障害者自立支援事業費

国庫補助金、1,204万1,000円の減につきましては、国庫補助金の交付決定に伴い、減額するものであります。

次に、同じく2節、児童福祉費国庫補助金の説明欄5行目、出産・子育て応援事業費国庫補助金、530万円の減につきましては、交付決定に伴い、減額するものであります。

次に、一番下の段、15款 国庫支出金 3項2目 民生費委託金の説明欄、国民年金事務費委託金、635万4,000円の増につきましては、交付決定に伴い、増額するものであります。

9ページをお開きください。

一番上の段、16款 県支出金 1項1目 民生費県負担金 1節の説明欄4行目、障害者自立支援事業費県負担金、4,058万2,000円の減につきましては、県負担金の交付決定に伴い、減額するものであります。

同じく、3節の説明欄、生活保護扶助費県負担金、1,030万円の減につきましても、実績見込みに伴い、減額するものであります。

次に、その下の段、16款 県支出金 2項2目 民生費県補助金 1節の説明欄2行目、障害者自立支援事業費県補助金、593万9,000円の減につきましては、県補助金の交付決定に伴い、減額するものであります。

11ページをお開きください。

一番下の段、21款 諸収入 4項3目 雑入 1節の説明欄3行目、生活保護法返還金、920万2,000円の増につきましては、年金の遡及受給等による保護費返還金の実績により増額するものであります。

次に、同じ説明欄5行目、後期高齢者医療広域連合助成金、1,146万3,000円の減につきましては、一般会計の歳入から後期高齢者医療特別会計の歳入に組み替えたことや在宅高齢者支援事業の実績により、減額するものであります。

その下、6行目、後期高齢者医療広域連合受託事業費、532万8,000円の増につきましては、実績見込みにより、増額するものであります。

13ページをお開きください。

一番上の段、説明欄の新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金、9,671万円の減につきましては、新型コロナ定期接種ワクチンの接種実績見込みにより、減額するものであります。

次に、歳出について、ご説明いたします。

15ページをお開きください。

2段目、3款 民生費 1項1目 社会福祉総務費の説明欄、1つ目の○、後期高齢者医療特別会計繰出金2,307万1,000円の減につきましては、後期高齢者医療特別会計の決算見込みを踏まえ、繰入額を調整減額するものであります。

次に、2つ目の○、物価高騰緊急支援給付金給付事業費2億234万4,000円の減につきましては、令和6年度における低所得世帯及び定額減税の適用を受けられない世帯へ

の給付事業について、国の通達に基づき、給付に必要な扶助費及び事務費を交付決定額にあわせまして、令和5年度の繰越予算へ充当した結果、本事業の予算に差額が生じたため、該当する額を減額するものであります。

次に、1項2目 障害福祉費の説明欄、1つ目の○、障害者自立支援事業費7,000万円の減につきましては、給付額の確定により、減額するものであります。

17ページをお開きください。

1段目、1項3目 高齢者福祉費の説明欄の○、在宅高齢者支援事業費、602万4,000円の減につきましては、利用実績により、減額するものであります。

上から2段目、民生費 2項3目 こども支援費の説明欄の下から1つ目の○、出産・子育て応援事業費、840万円の減につきましては、出産・子育て応援給付金の実績により、減額するものであります。

19ページをお開きください。

上から2段目、3款 民生費 3項2目 扶助費の説明欄の○、生活保護扶助費、6,800万円の減につきましては、生活扶助費等の実績見込みにより、減額するものであります。

上から3段目、4款 衛生費 1項1目 保健指導費の説明欄の○、子育て保健サービス事業費、1,503万円の減につきましては、健康診断における受診費及び不妊治療費助成の実績により、減額するものであります。

次に、その下、1項2目 予防費の説明欄の一つ目の○、予防接種費、4,600万円の減につきましては、接種実績により、減額するものであります。

その下、2つ目の○、がん予防対策事業費の574万6,000円の減につきましては、受診者数の実績により、減額するものであります。

以上、議案第34号 専決処分事項の承認について（令和6年度鹿沼市一般会計補正予算（第10号））中、保健福祉部が所管する主な歳入、歳出についての説明を終わります。  
○藤田委員長 はい、お願いします。

○古橋子育て支援課長 子育て支援課長の古橋です。

よろしくお願いたします。

議案第34号 専決処分事項の承認について（令和6年度鹿沼市一般会計補正予算（第10号））のうち、こども未来部が所管する主な歳入・歳出について、ご説明いたします。

令和6年度補正予算に関する説明書、5ページをお開きください。

まず、歳入についてであります。一番下の段、13款 分担金及び負担金 1項2目 民生費負担金 1節、社会福祉費負担金の説明欄2行目、こども発達支援センター通園負担金、548万8,000円の減につきましては、あおば園での児童発達支援や、障害児相談支援の利用実績に対する国民健康保険団体連合会からの運営負担金の実績により、減額するものであります。

次に、7ページをお開きください。

民生費負担金が続きます。

一番上の段、2節 児童福祉費負担金の説明欄、施設型給付・地域型保育給付等事業費扶養者負担金 2,663 万 3,000 円の減につきましては、民間保育園分の令和6年10月から開始しました第2子保育料の無償化及び保育料の実績により、減額するものであります。

次に、2番目の段、15款 国庫支出金 1項1目 民生費国庫負担金 1節 社会福祉費国庫負担金の説明欄3行目、こども発達支援センター運営費国庫負担金、273万8,000円の減につきましては、あおば園に通園する児童の利用実績により、減額するものであります。

次に、その下の2節 児童福祉費国庫負担金の説明欄2行目、児童手当費国庫負担金、6,719万2,000円の減及び、その下の児童扶養手当費国庫負担金、333万4,000円の減につきましては、それぞれの手当の実績により、減額するものであります。

次に、3番目の段、15款 国庫支出金 2項2目 民生費国庫補助金 2節 児童福祉費国庫補助金の説明欄2行目、児童福祉総務事務費国庫補助金、1,436万8,000円の増につきましては、その下の4行目、家庭こども相談事業費国庫補助金、1,041万3,000円の減を補助率が高い児童福祉総務事務費国庫補助金に組み替えたこと等に伴い、増額するものであります。

なお、利用者支援事業にかかわる補助率は、児童福祉総務事務費国庫補助金が3分の2で、家庭こども相談事業費国庫補助金が2分の1であります。

次に、9ページをお開きください。

一番上の段、16款 県支出金 1項1目 民生費県負担金 1節 社会福祉費県負担金の説明欄、一番下の行、こども発達支援センター運営費県負担金、136万9,000円の減につきましては、先ほど国庫負担金のところで説明しましたとおり、あおば園に通園する児童の利用実績により、減額するものであります。

次に、その下の2節 児童福祉費県負担金の説明欄、児童手当費県負担金、894万3,000円の減につきましては、先ほど国庫負担金のところで説明しましたとおり、児童手当の実績により、減額するものであります。

次に、2番目の段、16款 県支出金 2項2目 民生費県補助金 1節 社会福祉費県補助金の説明欄、一番下の行、結婚対策費県補助金、299万円の減につきましては、結婚に伴う新たな生活を経済的に支援する結婚新生活支援補助金の申請実績により、減額するものであります。

次に、その下の2節 児童福祉費県補助金の説明欄、児童福祉総務事務費県補助金、148万3,000円の減につきましては、放課後児童健全育成事業に伴う委託等の実績により、減額するものであります。

次に、その下の3目 衛生費県補助金 1節 保健衛生費県補助金の説明欄、一番下の行、こども医療対策事業費県補助金、1,560万円の減につきましては、医療費助成の実績により、減額するものであります。

次に、11 ページをお開きください。

下から2番目の段、19款 繰入金 2項7目 こどもみらい基金繰入金 1節 こどもみらい基金繰入金の説明欄、こどもみらい基金繰入金、2,746万4,000円の減につきましては、要保護児童等対策支援事業や、家庭児童相談システムなど、こどもみらい基金を利用した事業の実績により、減額するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

15 ページをお開きください。

下の段、3款 民生費 1項2目 障害福祉費の説明欄、2つ目の○、こども発達支援センター運営費、581万円の減につきましては、あおば園における会計年度任用職員の報酬額の確定によるもの、専門指導者への報奨金の実績、また、療育にかかわる児童の利用実績により、報酬、及び扶助費を減額するものであります。

次に、17 ページをお開きください。

上の段、3款 民生費 1項6目 女性青少年費の説明欄の○、結婚対策費、598万円の減につきましては、結婚に伴う新たな生活を経済的に支援する結婚新生活支援補助金にかかわる申請実績により、補助金を減額するものであります。

次に、下の段、3款 民生費 2項1目 児童福祉総務費の説明欄の○、施設型給付・地域型保育給付等事業費、4,700万円の減につきましては、民間保育園等における、特別保育事業等推進費補助金の申請実績により、補助金を減額するものであります。

次に、その下の2目 保育所費の説明欄の○、保育所運営費、787万円の減につきましては、公立保育園に勤務する会計年度任用職員の報酬額、及び職員手当等の確定により、報酬、及び職員手当を減額するものであります。

次に、その下の3目 こども支援費の説明欄、1つ目の○、児童手当費、7,803万9,000円の減につきましては、児童手当の実績により、扶助額を減額するものであります。

同じ欄、2つ目の○、放課後児童健全育成事業費、2,191万8,000円の減につきましては、シルバー人材センター、及び、社会福祉法人等に運営を委託しております、放課後児童クラブの実績により、委託料を減額するものであります。

同じ欄、3つ目の○、児童扶養手当費、1,060万5,000円の減につきましては、児童扶養手当の実績により、扶助費を減額するものであります。

同じ欄、4つ目の○、家庭こども相談事業費、1,466万8,000円の減につきましては、家庭児童相談システムの導入にかかわる業者選定の結果により、電算処理委託料が減額になったもの、及び、子育て世帯訪問支援事業や要保護児童対策支援事業の実績により、減額するものであります。

次に、19 ページをお開きください。

こども支援費が続きます。

一番上の段、説明欄の○、こどもみらい基金積立金、476万8,000円の減につきましては、ふるさと納税者からの寄附金の実績により、積立金を減額するものであります。

次に、一番下の段、4款 衛生費 1項6目 子育て支援保健対策費の説明欄の○、こども医療対策事業費、4,609万2,000円の減につきましては、医療費助成の実績により、扶助費を減額するものであります。

以上で、令和6年度鹿沼市一般会計補正予算（第10号）のうち、こども未来部が所管する主な歳入・歳出についての説明を終わります。

○藤田委員長 はい、お願いします。

○大出教育総務課長 教育総務課長の大出です。

よろしくお願ひいたします。

議案第34号 専決処分事項の承認について（令和6年度鹿沼市一般会計補正予算（第10号））のうち、教育委員会が所管する歳入、歳出についてご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

令和6年度補正予算に関する説明書の7ページをお開きください。

上から3段目、15款 国庫支出金 2項5目 教育費国庫補助金の説明欄、中学校管理費国庫補助金、97万円の減につきましては、帰国・外国人児童生徒に対するきめ細やかな支援事業に係る補助金交付などの確定により、減額するものであります。

次に、9ページをお開きください。

上から2段目、16款 県支出金 2項7目 教育費県補助金の説明欄、教育研究所事業費県補助金、498万7,000円の減につきましては、教育業務支援員配置事業に係る補助金交付額の確定により、減額するものであります。

次に、11ページをお開きください。

一番下の段、21款 諸収入 4項2目 教育費収入の説明欄、学校給食共同調理場給食事業費収入、742万9,000円の減につきましては、給食費収入の実績によるものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

23ページをお開きください。

上から4段目、10款 教育費 1項2目 事務局費の説明欄の最初の○、公立学校非常勤講師報酬、528万4,000円の減につきましては、公立学校非常勤講師の年度途中の退職等により、報酬、及び職員手当を減額するものであります。

次の○、教育研究所事業費、733万8,000円の減につきましては、歳入でご説明いたしました、教育業務支援員の報酬額の確定により、減額するものであります。

次に、その下の5段目の段、10款 教育費 5項3目 学校給食費の説明欄の○、学校給食事業費、480万円の減につきましては、給食人数減少により、賄材料費を減額するものであります。

以上で、議案第34号 専決処分事項の承認について（令和6年度鹿沼市一般会計補正予算（第10号））のうち、教育委員会が所管する歳入、歳出についての説明を終わります。

○藤田委員長 はい、執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

はい、梶原委員。

○梶原委員 梶原です、お願いします。

11 ページ、12 ページの一番下の段の 21 款 4 項 3 目雑入のところの、4 行目ですかね。後期高齢者医療広域連合助成金 1,146 万 3,000 円の減ということなのですが、一般会計関係ということで、ちょっと説明がざっとだったので、もうちょっと詳しく教えてもらえますか。

○藤田委員長 はい、執行部の説明をお願いいたします。

はい、山形保険年金課長。

○山形保険年金課長 はい、保険年金課長の山形です。

よろしくお願いします。

梶原委員の質疑にお答えします。

後期高齢者医療広域連合助成金、1,146 万 3,000 円の補正減につきましては、助成金の対象となります、長寿・健康増進推進交付金事業分、こちらが 786 万 6,842 円、こちらを後期高齢者医療特別会計の雑入に組み替えたほか、一般会計の事業として実施しております、在宅高齢者支援事業、こちらが 359 万 6,572 円の減となります。

この実績による補正減ということになります。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい。

○梶原委員 わかりました。

○藤田委員長 はい、よろしいですか。

はい、ほかにご質疑はありませんか。

はい、橋本委員。

○橋本委員 では、橋本です。

お願いします。

17 ページ、18 ページで、3 款 2 項 1 目ですか、児童福祉総務費の特別保育事業推進費、4,700 万円のほう、これ、特別保育の実績見合いで流して、減額ということだったので、実際これはパイで流したのか、何かやろうとしていたことが、やらずに流れてしまったのか、もう少し詳しく説明いただければと思います。

○藤田委員長 はい、執行部の説明をお願いいたします。

はい、よろしくお願いします。

○渡辺保育課長 保育課長の渡辺でございます。

よろしくお願いたします。

橋本委員の質疑のほうにお答えをいたします。

こちら、特別保育事業でございますが、いろいろなメニューがございます。

主には民間保育園のほうに保育士さんのほうを加配したときに、プラスで増員分のお金を出すというようなものになっておりますが、そのうちで、主にでございますが、1歳児保育担当保育士のほうを増員した場合に、プラスで給付できるお金が、補助金を出せるのですが、そちらが実績で2,400万円ほど減額になっているのが1つでございます。

あともう1つは、すこやか保育ということですね。

すこやか保育対象児童さんのほうを見るための保育士さん、こちらのほうの加配が実績で、やっぱり見込んでいた額よりも、858万円ほど下がったというものが、主なものでございます。

いろいろ、延長保育とか、そのほかも特別保育事業のメニューにはあるのですが、全において実績で下がったというのが実情でございます。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、橋本委員。

○橋本委員 はい、ありがとうございました。

そうすると保育士、その特に1歳児というか、それが保育士が確保できれば、これは使うという方向で考えていたのですか。

ちょっと保育士のほう、思ったように集まらなかったというか、確保できなかったということが原因でしょうか。

それとも、そもそも上げていたけれども、必要なかったのか、そこだけ教えていただければと思います。

○藤田委員長 はい、説明をお願いいたします。

はい、お願いします。

○渡辺保育課長 はい、すみません。

ちょっと保育士そのものがいなかったもので、この1歳児が、例えば預かれなかったということではございません。

実際にこの年齢児のほうのお子さんそのものの需要というものに対するものと、あとは、実際にそこに配置が必要なかったということで、当初、そうですね、見込んでいた人数よりも、そこまで至らなかった。

もともとの補助金につきましては、年度当初にかなり多めに毎年、見込んでとらせていただいているというのが実情でございます。

途中で補正等なるべくないようということやらせていただいているものですから、この時期で、専決で落とすということは、実はあるということでご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○藤田委員長 はい、よろしいですか、はい。

○橋本委員 続けていいですか。

○藤田委員長 関連しているものですか。

○橋本委員 違います。

○梶原委員 関連している。

○藤田委員長 はい、では、梶原委員。

○梶原委員 すみません、梶原です。

15 ページ、16 ページになります。

2 段目の 3 款 1 項 1 目社会福祉総務費の中の説明欄で、2 つ、特別会計の繰出金と事業費があると思うのですけれども、後期高齢者医療特別会計繰出金の 2,307 万 1,000 円のこの補正額の財源内訳が、これ一般財源だけでいいですかどうかの確認です。

○藤田委員長 はい、説明をお願いします。

はい、お願いします。

○山形保険年金課長 はい、保険年金課長の山形です。

梶原委員のご質疑にお答えします。

財源につきましては、中身についての説明からさせていただきたいのですけれども、後期高齢者医療広域連合助成金として、交付金として入ってきている部分と、あとは広域連合からの受託事業としてお受けしている部分がございます。

財源としてはそういったものになります。

その他、実際に補正額の中には、後期高齢者特別会計の歳入・歳出の調整に伴う金額というものが含まれております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、梶原委員。

○梶原委員 はい、それでしたら、ここの 15 ページのところにある補正額の財源内訳ということで、国庫支出金、地方債、その他一般財源とあると思うので、これでそれぞれ、ここをちょっとこの 2,307 万 1,000 円になるように、内訳を教えてもらえればと思います。

○藤田委員長 はい、説明をお願いいたします。

はい、お願いします。

○高根澤厚生課長 はい、厚生課長の高根澤です。

こちらの国庫支出金、1 億 8,575 万 8,000 円の減につきましては、歳入のほうにあります、8 ページ、地方創生臨時交付金、こちらが 10 分の 10 なのですけれども、ここの内訳として入っているということになりますので、物価高騰緊急支給給付金給付事業につきましては、その分のうちの 1 億 8,575 万 8,000 円が国庫支出金として、地方創生臨時交付金に入ってくるということになります。

以上です。

○藤田委員長 それとあとは、あれですね。

○梶原委員 この 2,307 万 1,000 円がどうやって内訳が、財源がなっているのか知りたいです。

○藤田委員長 はい、よろしいですか。

はい、お願いします。

○山形保険年金課長 はい、保険年金課長の山形です。

事業の内訳ということのご説明でよろしかったでしょうか。

○藤田委員長 繰出金の2,307万1,000円の財源をまず、内訳をお願いいたします。

○山形保険年金課長 2,307万1,000円の内訳なのですが、こちら血清アルブミン検査費用分。

○梶原委員 違う、違う、財源。

○藤田委員長 財源の内訳を、一般財源がいくらで、特定財源はこんなものがいくらでということをお願いいたします。

○山形保険年金課長 説明書のほうの12ページのほうをご覧いただきたいと思います。

はい、そこに雑入として記載されております、後期高齢者医療広域連合助成金、こちらの金額。

こちらと後期高齢者医療広域連合受託事業費、このほかについては一般財源という形になります。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 大丈夫ですか、はい、梶原委員。

○梶原委員 そうしたら、逆に聞くのですけれども、16ページのその説明欄で、この物価高騰緊急支援給付金給付事業費が、これ2億234万4,000円となっているのですけれども、これの財源の内訳を知りたかったのですよね。

それで、そうすると、これを聞いて、数字をいっぱい言われると困ってしまうから、先に後期高齢者の医療特別会計繰出金の財源を一般財源ですよと聞けば、その残り全部のこの財源が物価高騰緊急支援の財源なのだというのがわかったので、知りたいのです。

要するに財源の内訳がどこからきているのかというのを教えてもらいたいのですけれども、なかなか伝わらないですかね。

○藤田委員長 はい、説明をお願いいたします。

はい、お願いします。

○高根澤厚生課長 はい、厚生課長の高根澤です。

今の質疑の答えなのですけれども、先ほど言いましたように、物価高騰緊急資金の給付事業費、こちら2億の234万4,000円ということで歳出があるのですけれども、これに対応する歳入というものが、先ほど言いました1億8,575万8,000円ということで、それで、こちらにつきましては基本10分の10、補助金等入ってくるものとなっていました、ただ、今年度につきましては、交付決定を受けていますから、その金額、最大値の1億8,575万8,000円が、そちらが入ってきて、それで、その差額分につきましては、改めて今年度精算ということで、国庫のほうが入ってくるということになりますので、

この内訳で言いますと、物価高騰の2億2,000万円のうちの部分については、1億8,500万円しか入ってこなくて、とりあえず先食いというか、財源としまして一般財源とその他ということで入っています。

ただ、それは後から入ってくるので、基本的にこの後期高齢者特別会計の繰出金につきましては、全額一般会計からの一般財源ということになります。

はい、以上になります。

○藤田委員長 はい。

○梶原委員 わかりました。

○藤田委員長 大丈夫ですか、よろしいですか。

はい、では、繰出金のほうは全部一般財源で、それで、特定財源はこの給付事業費のことですね。

はい、よろしいですか。

はい、ほかにご質疑はありますか。

はい、佐藤委員。

○佐藤委員 結婚対策事業なのですけれども、10ページの16款2項2目1節で、結婚対策費県補助金のこの299万円の減というところを、申請実績に基づいてという説明を受けた記憶があるのですが、まず、では、これ、歳入のほうの説明だったので、歳出のほうではどことつながっているのかなというのを知りたいのが1つと。

もう1つが、そもそも今まだ新年度が始まって6月なのだけれども、何か申請実績と言われても、何か早いような気がするので、ちょっと。

○藤田委員長 これは6年度の。

○佐藤委員 あ、そうだね、すみません。

物すごい勘違いしていました。

はい、その支出がどういうところにつながるのかということと、あと、どういう事業で結局どうだったというところで、教えてください。

○藤田委員長 はい、お願いします。

○古橋子育て支援課長 子育て支援課長の古橋です。

よろしくお願ひいたします。

ただいまの佐藤委員の質疑にお答えいたします。

まず結婚対策補助金の支出のほうなのですけれども、18ページの一番上の段のほうの下のほうに載っております、結婚対策費の補助金になります。

こちらが実績に応じて、598万円減額しているわけなのですけれども、県の先ほどの歳入のほうの補助金につきましては、2分の1が県の補助金の対象となっております。

したがって、歳入のほうでは、299万円の減額という形となっております。

この事業の内容でありますけれども、先ほども説明しましたとおり、結婚に伴う新生活を経済的に支援することによりまして、婚姻と定住を促進して、地域における少子化

対策を目指しているというところがございます。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、佐藤委員。

○佐藤委員 もうちょっとどういう事業だったかというのを、では説明してもらいたいのと、何だろう、鹿沼でだって、その結婚する人だって相当いたのに、こういう、言ったら申請すればもらえてしまうようなお金というのが、何か余ってしまったというのかな、ちょっとどうなのかなと思ったので、実績ということでの減額だったことだから、では、実際どんな数字だったのかなと思ってしまうのですよね。

だから、もう少しだけ説明お願いします。

○藤田委員長 あれですね、では、見込み、いくらだったのだけれども、実際申請がこれだけでしたみたいなことでもいいですか。

○佐藤委員 補助の内容としてね。

○藤田委員長 では、説明をお願いいたします。

はい、お願いします。

○古橋子育て支援課長 子育て支援課長の古橋です。

よろしくをお願いいたします。

ただいまの佐藤委員の質疑にお答えしたいと思います。

まず結婚対策補助金のメニューの内容なのですけれども、年齢で言いますと、夫婦がともに 29 歳以下の場合ですと 60 万円。

それから、一方、どちらかの年齢が 30 歳以上 39 歳以下の場合には 30 万円が補助される内容でして、要件としましては、令和 6 年度の場合ですと、令和 6 年 1 月から令和 7 年 3 月 31 日までの間に婚姻届を提出して受理されたものということになっております。

それで、さらに要件としましては、所得の要件がありまして、500 万円未満という形となっております。

それで、どういったものに補助されるかというところにつきましては、住宅の費用でしたり、新築でしたり、賃貸の家賃でしたり、そういったものでしたり、引っ越しの費用ですとか、そういったものに使えるようになってございます。

それで、見込みと実績につきましては、まず見込みにつきましては 51 件を、申請の予定をしておりました。

それで、実績につきましては 43 件の実績となっております。

令和 4 年から、令和 4 年は 12 件、令和 5 年は 34 件、令和 6 年は 43 件と年々ちょっと伸びている傾向から、ちょっと当初は 51 件ということで予定をしていたのですけれども、実績として 43 件ということになっております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、佐藤委員。

○佐藤委員 いい、悪い制度とまでは思わないし、実績がね、増えているというのは喜ば

しいことだと思うのですよ。

それで、では、その昨年度で、その例えば 29 歳以下の、500 万円以下の結婚した、いわゆる夫婦というのが、では、もう、もっといたはずなのではないかと思うのですよ。

もう全部ね、そのときに、例えば市役所で婚姻届を提出したときに、「場合によっては、こういう条件当てはまるんですか」というようなね、案内をしていけば、51 件の見込みに対して、43 件ということにならなかったのかなとか、「いやいやもう 43 件の婚姻しかなかったんです」と、「もう今でも全部、窓口でご案内しているんですよ」と、その辺は実際どうだったでしょうかね。

○藤田委員長 はい、お願いします。

○古橋子育て支援課長 はい、子育て支援課長の古橋です。

ただいま佐藤委員の質疑にお答えいたします。

まず婚姻届の提出時ということなのですけれども、こちらのほうで、チラシのほうを配らせていただいて、漏れなく制度のご案内はさせていただいているような状況でございます、はい。

あとは、この補助金につきましては、その年度だけということではありませんで、先ほども対象が家賃も対象となっているという話をさせていただきましたけれども、例えば、3月、2月で 10 万円、10 万円で、20 万円しか、60 万円補助を受けられるところ、20 万円しか補助が使えていなかったという方につきましては、次年度に限って、その補助枠というか、40 万円残っているわけなのですけれども、その 40 万円を次年度に繰り越しをできるような形になりまして、次年度も継続して補助が使えるような制度となっております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、よろしいですか。

はい、佐藤委員。

○佐藤委員 これ違うところで、改めて聞けばいいのかもしれませんが、実際本当に、では、その婚姻届を出したときには、チラシというのは本当に必ず 100%出して、それで、出されても、では、場合によっては理解できない方というのもいるかもしれないではないですか。

そういう方に、年齢を見てね、まず 29 歳以下で、所得条件がどうというような、そこまで踏み込んでやれているのかなというのはちょっと興味深いのですが、本当に配っているのかなということまでは言いませんけれども、どうなのかなと思うのですけれども、どうなのですか。

実際窓口での業務において、そういうところを大体、取りこぼしてしまっているわけではないですか。

せっかく市民の所得になってくるわけだし、市内に県の補助金まで含めてお金が入ってくるというものですから、やっぱりとれるものはとったほうがいいし、とってもらえ

るものとはってもらったほうがいいという観点で、実際窓口でどうなのですか。

それで、本当に、では、対象となる婚姻世帯というのが、これしかいなかったのか。

実際、今、20代の婚姻、何組という数字を求めませんが、実際どうなのでしょう  
うか。

もう少し踏み込んだ実態の説明をお願いします。

○藤田委員長 はい、お願いします。

○古橋子育て支援課長 子育て支援課長の古橋です。

よろしく願いいたします。

ただいまの佐藤委員の質疑にお答えします。

まず窓口への婚姻の届け出時には100%、市民課の窓口においてお渡しすることになって  
おりますので、渡しております。

それで、実態ということなのですが、確かに、佐藤委員のおっしゃるとおり、  
婚姻数のほうは確かに多いかと思うのですが、実際、その理由までは突き止めて  
はいないので、実際ちょっと利用されていない、何らかの理由で、例えば、  
引っ越しもしない、持ち家があって、もともと持ち家があってという、そういうケース  
も考えられますので、婚姻の件数イコールこの補助金の件数とはならないのかなという  
ふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員 わかりました。

○藤田委員長 いいですか。

○佐藤委員 はい、勉強します。

○藤田委員長 はい、では、ほかに質疑、橋本委員。

○橋本委員 はい、橋本です。

19ページ、20ページで、確認だけ、すみません。

3款3項2目の扶助費の生活保護費、今いろいろニュースになるところなのですが、  
これも、これ10億円の予算に対しての金額なので、6,000万円、7,000万円程度減という  
ことで、それで、今の状況で、特に医療費が減っているという状況なのですが、  
これはここのチェックというか、今過剰診療とかもあるし、また、対象者も増えている  
かなというところで減っているということは、このところの出たのをそのままチェ  
ックする、医療のことなので、なかなか介入しづらいところだと思うのですが、  
その辺のチェックと、あわせて、ここがマイナスになっていると、それほど目立たない  
と思うのですが、マイナスになるということは、元が過剰に多い、何ていうので  
すかね、多く予算立てしていたのか。

やっぱり実績が何となく見えてこないというか、この部分についてはやっぱり大切な  
ところかなと思いますので、もう少しこのところのマイナスの要因とか、予算立てにつ  
いて、もう一步、説明していただければありがたいと思います。

○藤田委員長 はい、説明をお願いします。

はい、お願いします。

○高根澤厚生課長 はい、厚生課長の高根澤です。

質疑についてお答えいたします。

こちらのほうの経過なのですが、今回医療費等、扶助費等ですね、マイナス補正ということにはなっているのですが、実は12月補正時に、医療費自体が上がってきていますということで、全体的にはその12月補正で8,151万4,000円のほうの増額補正をしております。

それで、その段階ですと、4月から9月ぐらいまでの伸びを見て、増額補正をしたのですが、後半伸びのほうは鈍化しまして、それで、実際に使った金額というのが減ってしまったというところで、今回はマイナスの補正ということにはなっています。

ただ、給付費というか、扶助費につきましては、大体前年度を比べますと、4%ほど上がっているということになっていますし、あと人数につきましても、対象者は増えているという状況になっていますので、実際は増えていますけれども、予算上は今回マイナス補正ということになっております。

以上になります。

○藤田委員長 はい、橋本委員。

○橋本委員 過剰診療というか、その辺のチェックみたいなものはある、やれるのか。

もしくは、医者から出てきたものは、もうそのまま制度上のことなのか、そこだけ確認、ええ。

○藤田委員長 はい、お願いします。

○高根澤厚生課長 はい、厚生課長の高根澤です。

質疑についてお答えいたします。

医療費につきましても、担当の者が毎月その医療費自体の給付が適正かどうかというもののチェックのほうを、国民健康保険団体連合会のほうでも、リストとかが出まして、「あやしいよ」というところ、そちらを確認をしまして、支払いを行っているというところでは、

あわせまして、その医療自体、行為自体が正しいかというものにつきましても、主治医というか、専門医の方、お二人に入ってくださいまして、毎月毎月レセプトのほうを確認してもらっているという状況になっております。

以上で説明を終わりにします。

○藤田委員長 はい、よろしいですか。

はい、船生委員。

○船生委員 はい、船生でございます。

23ページの10款教育費の学校給食費、その需用費が、24ページですね、説明の欄に480万円の減額になっていますけれども、これのちょっと内訳、どのような状況から、

480万円の減になったのかというところをちょっと教えてください。

○藤田委員長 はい、説明を求めます。

はい、よろしくお願いします。

○平田学校給食共同調理場長 学校給食共同調理場の平田です。

よろしくお願いします。

ただいまの船生委員の質疑にお答えいたします。

こちらの給食の賄い材料費の関係ですが、実際当初予算の見込みの人数と実績、児童生徒数の減少に伴いまして、人数が変更になっている減額です。

当初予算は7,473名で見込んでおりましたが、年間平均7,296名ということで、実際、予算よりは177名減に、人数が減っておりますので、その分の減額になります。

以上です。

お答えします。

○藤田委員長 はい。

○船生委員 はい、ありがとうございました。

○藤田委員長 よろしいですか。

はい、ほかにご質疑ありますか。

はい、谷中委員。

○谷中委員 はい、お願いします。

はい、18ページです。

放課後児童健全育成事業費で、シルバー人材センターのほうで900万円で、放課後児童クラブで1,200万円ということで、2,100万円ということで減ということなのですけれども、ちょっと詳しく説明をお願いします。

○藤田委員長 はい、説明を求めます。

はい、お願いします。

○古橋子育て支援課長 子育て支援課長の古橋です。

よろしくお願いします。

ただいまの谷中委員の質疑にお答えいたします。

この放課後児童健全育成事業の主な減額の理由でありますけれども、放課後児童支援員の勤務実績によるものが大きなものとなっております。

当初140人ほど見込んでいたものが、134人ということで、約961万円。

それから、長時間加算ということで、平日ですと4時間、土曜日や夏休みなどの長期期間におきましては8時間、これを30分以上超えて開所する日については、長時間加算ということで、1,000円つくわけなのですけれども、当初その全部で31施設、280日を見込んでいたものが、実績ですと、18施設で平均で205日であったということから、807万8,000円の減ということになっております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、谷中委員。

○谷中委員 はい、ありがとうございます。

それで、ちょっと調べていなかったら後で大丈夫なのですが、1個だけちょっと確認したいのですけれども、今指導員さんが普通、普通の方と言ってはあれなのですけれども、年齢的に若い方でやってくださる方というのが、多分すごく減少しているのではないかと思うのですね。

それで、シルバー人材センターの方の、そこに働いてくださっている方が年々増えていて、シルバー人材の中でも、人材センターの中でもその利益が上がるのがもうこの仕事というふうになっているぐらいなのですけれども、ちなみに割合というか、今その辺が、そのシルバーにはどのくらいの割合をお願いしているかというのがわかれば教えていただきたいのですけれども。

○藤田委員長 はい、説明を求めます。

はい、お願いします。

○古橋子育て支援課長 子育て支援課長の古橋です。

よろしく願いいたします。

ただいまの谷中委員の質疑にお答えしたいと思います。

令和6年度の実績ですけれども、シルバー人材センター、全体で31施設ございまして、そのうちシルバー人材センターにつきましては、4施設ですね、大きな、中央小学校、さつきが丘小学校、東小学校、みどりが丘小学校ということで、4施設がシルバー人材センターとなっております、残りの37施設が民間であったり、保護者会の児童クラブとなっております。

金額で委託料の実績で申し上げますと、シルバー人材センターが5,363万9,000円となっております、民間のほうですと、失礼しました。

民間のほうはちょっと。

○藤田委員長 では、もしお時間必要でありましたら。

○古橋子育て支援課長 あ、失礼しました。

○藤田委員長 ありますか。

○古橋子育て支援課長 では、今委託金のちょっと実績だけ、ちょっと申し上げさせていただきます。

シルバー人材センターのほうで5,363万9,000円で、そのほか、民間と保護者会をあわせると、1億5,840万円となっております。

それで、あわせて2億1,205万1,000円という形となっております。

以上で説明を終わります。

○谷中委員 はい、大丈夫です。

ありがとうございます。

○藤田委員長 どうしようかな。

では、梶原委員。

はい、お願いします。

○梶原委員 梶原です、お願いします。

同じく 18 ページ、同じ 3 款 2 項 3 目、こども支援費の中の○の 4 つ目ですね、家庭こども相談事業費の電算処理の部分なのですけれども、システム導入されたということなのですけれども、ちょっと概要でいいので、どういったシステムかというのと、もともとどういった金額のシステムを入れようとしたけれども、マイナスで 1,264 万 8,000 円になったのかというのを教えてください。

○藤田委員長 はい、説明を求めます。

はい、お願いします。

○飯塚こども・家庭サポートセンター所長 はい、こども・家庭サポートセンター所長の飯塚です。

梶原委員の質疑にお答えします。

まず電算処理委託料なのですけれども、家庭児童相談システムと申しまして、こちらで相談を受けた際に受理した相談、ケースにつきまして、その支援する、いろいろな情報を、そこに入力したりして、また、それを統計などにも用いたりしているのですけれども、そういった活用するシステムでございます。

それで、まず当初予算の積算時におきまして、システムの会社 3 社のほうから見積もりを徴取しまして、それで、その金額で予算計上したのですけれども、その後業者の選定のほうはプロポーザルを実施いたしました。

そこで、また、その 3 社のほうから応募いただきまして、それで、その参加いただいた際の見積書が、それぞれ、3 社ともかなり低い金額でいただきました。

それで、最終的にその審査の結果、また契約した業者さんのほうが、株式会社 T K C さんだったので、そちらのほうは、御存じかと思うのですけれども、タスクシステムでございまして、庁内の中はかなりシステムが構築されている現状があって、それで、そのシステムをほぼ活用できるというようところがあって、システムに係る当初見込んでいた構築のお金がほぼ使わなかったということでございます。

そういったところで、今回の減額になったということでございます。

よろしいでしょうか。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、梶原委員。

○梶原委員 よくわかりました。

ありがとうございました。

○藤田委員長 はい、では、1 時間経過しましたので、休憩をとりたいと思います。

そちらの時計で 11 時 10 分再開したいと思います。

(午前 11 時 03 分)

○藤田委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

(午前11時10分)

○藤田委員長 説明のある方、よろしく願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤委員 はい、給食費関係で、船生委員のに関連しています、12ページの一番下のすよね。

給食費収入の742万9,000円減に関してなのですが、先ほどの説明ですと、昨年度は当初の見込みに対して、児童生徒数が177名の減だったというのは確認したところがありますが、私の考えでは、この177名というのが、少し多いのではないかと思うのですね。

というのは、小中学生はもう去年の数字で、今年の数字がわかるものですから、そんなに見通しというものが、こんなに大きく減だったということが出ないのではないかと思うのですね。

それで、そこに何か、責めるつもりでは言っていないのですが、やはり、場合によっては急激な何か鹿沼市の教育環境に対しての需要減でね、市外に流れていってしまったりとか、そういったものが潜んでいるのではないかなと思ったので、この例年に対して、この177名というのは、毎年、例えば、「令和5年の補正でも、令和4年の補正でも大体この7,000人に対してのね、この2%ぐらいのマイナスはあったんです」と聞けば、それはそれで残念な傾向なのですけれども、ある程度、その実態というのがわかるので、その辺の数字というものをどう把握されていますかということと、昨年に限っての177名というのは、どのぐらいのウエイトを認識されていますかということをお聞きしたいと思います。

○藤田委員長 はい、説明を求めます。

はい、お願いします。

○平田学校給食共同調理場長 学校給食共同調理場長の平田です。

佐藤委員の質疑にお答えいたします。

すみません、人数の関係なのですが、実際、今回の177名というところは、前年の当初予算の見込みの人数です。

それで、令和5年度と令和4年度に関しては、ちょっと今数字持ち合わせていないので、調べて、ちょっと後ほどお答えさせていただきたいと思います。

○藤田委員長 はい。

○平田学校給食共同調理場長 よろしく願いいたします。

○藤田委員長 では、ちょっと数字、後でいただけるということで、はい。

では、ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

ないかな、はい。

では、別段、あ、すみません、では、山形保険年金課長、お願いします。

○山形保険年金課長 保険年金課長の山形です。

先ほど梶原委員のほうからご質疑いただきました件につきまして、再度確認のほうをさせていただいた内容をお答えさせていただきたいと思います。

予算書の16ページ、後期高齢者医療特別会計繰出金、2,307万1,000円の補正減の財源の内訳についてのご質疑だったのですが、こちらにつきましては15ページ、補正額の財源内訳欄の中にあります、特定財源のその他、253万8,000円の補正減のものと一般財源の中の2,053万3,000円になります。

それで、253万8,000円の中身なのですけれども、こちらが、先ほど申し上げました、後期高齢者医療広域連合助成金、こちらの、786万6,000円の補正減と後期高齢者広域連合受託事業費の532万8,000円の補正増、こちらの差し引きの額が253万8,000円の補正減という額になっております。

先ほどの説明につきまして、再度ご説明のほうさせていただきました。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、ありがとうございます。

はい、では、ほかにご質疑はありませんか。

はい、では、別段質疑もないようですので、それで、給食費の関係については、後ほどご説明いただくということにいたします。

もう、お諮りいただいてしまっていいですか。

はい、では、お諮りいたします。

議案第34号中教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長 はい、ご異議なしと認めます。

したがって、議案第34号中教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第35号 専決処分事項の承認について(令和6年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算(第4号))を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

はい、お願いします。

○山形保険年金課長 保険年金課長の山形です。

よろしくお願ひいたします。

議案第35号 専決処分事項の承認について(令和6年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算(第4号))について、ご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

補正予算に関する説明書、国民健康保険特別会計の3ページをお開きください。

一番目の段、国民健康保険税、1項 1目、一般被保険者国民健康保険税、5,111万7,000

円の増につきましては、医療給付費分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の現年課税分並びに滞納繰越分の実績見込みによるものであります。

続きまして、2段目、5款県支出金、1項 1目特定健康診査等県負担金、99万9,000円の減につきましては、交付額の決定により、減額するものであります。

その下、3段目、5款県支出金、2項 1目保険給付費等交付金、1億1,151万3,000円の減につきましては、交付額の決定によるもので、1節保険給付費等普通交付金が1億1,463万5,000円の減、2節保険給付費特別交付金は312万2,000円の増となるものであります。

その下、4段目、9款諸収入、4項 2目返納金、30万円の増につきましては、実績見込みにより、増額するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

5ページをお開きください。

まず、1段目、2款保険給付費、1項 1目一般被保険者療養給付費の説明欄、9,800万円の減につきましては、実績見込みにより、減額するものであります。

その下の段、2項 1目一般被保険者高額療養費の説明欄、2,200万円の減につきましては、実績見込みにより、減額するものであります。

その下の段、4項 1目出産育児一時金の説明欄、550万円の減につきましては、実績見込みにより、減額するものであります。

続きまして、4段目、4款保健事業費、1項 1目特定健康診査等事業費の説明欄、1,900万円の減につきましては、特定健康診査等の受診実績見込みによるものであります。

その下、5段目、8款予備費、1項 1目予備費の8,340万5,000円の増につきましては、歳入歳出の調整額を計上したものであります。

以上で、令和6年度国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

○藤田委員長 はい、執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

はい、では、梶原委員。

○梶原委員 すみません、梶原です。

5ページ、6ページの中の3段目、2款4項1目出産育児一時金の実績ですね。

550万円の減となったということで、実績、何人ぐらいの方が受けられて、当初の見込みより何人少なかったというのを教えてください。

○藤田委員長 はい、説明を求めます。

はい、お願いします。

○山形保険年金課長 はい、保険年金課長の山形です。

梶原委員のご質疑にお答えします。

令和6年度の実績ですが、合計で39件の実績となっております。

予算上は50件ということで計上しておりましたので、11件分、少なかったということ

で、今回の補正減という形になっております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、ほかに質疑はございますか。

はい、橋本委員。

○橋本委員 はい、橋本です。

歳入のほうで、3ページ、4ページなのですけれども、医療給付費分現年課税分と後期高齢者支援金等分現年課税分と、あと介護納付金分現年課税分で、いずれも特別徴収分が減になっていまして、普通徴収分については増えているということで、補正、補正というか、当初の予算からの差額ですからあれなのですが、通常65歳、もしくは75歳以上の年金は通常この特別徴収のほうに入って、多分くるとなると、通常こちらが増えていく、だんだん高齢化に伴って、一般的には増えてくるのかなと思うのですが、ただ当初予算と比較してマイナスになったのか、それとも何かほかの、普通分は増えていまして、特別徴収分が減額になって、見込みよりも歳入が少なくなったということに関して、何かさらに細かな見解があれば、お聞かせいただければと思います。

○藤田委員長 はい、説明を求めます。

はい、お願いします。

○山形保険年金課長 保険年金課長の山形です。

橋本委員の質疑にお答えします。

今回、普通徴収の分につきましては増額補正、特別徴収部分につきましては減額補正という形になっております。

こちらの理由についてご説明させていただくような形でお答えしたいと思うのですが、当初予算の算定時の予想を超えて、普通徴収につきましては、所得が増えていたことや、収納率の向上ということで、徴収率が約、ざっくりですが、2%程度上方修正したことが主な理由となっております。

徴収率の向上につきましては、滞納処分の強化の成果と、担当課から伺っております。

特別徴収で減額となった理由なのですけれども、75歳到達により、国保資格喪失により、特別徴収、こちらが停止されたことによるものでございます。

特別徴収の場合、年額が、金額が変わることによりまして、特別徴収が中止されるということがございますので、それに伴っての補正減ということになります。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、橋本委員。

○橋本委員 はい、ありがとうございました。

医療給付は65歳から74歳で、後期が75歳以上、介護は、65歳以上全員ではなくという、あ、年金の支給が止まるということがあったのですかね。

何か、何とか、こちらの特別徴収に入ると、基本的にはずっと天引きされるのかなというふうに思っていたのですが、そこからはずれるということで、特別徴収分が減額に

なったということでしょうかね、すみません。

○藤田委員長 はい、お願いします。

○山形保険年金課長 保険年金課長の山形です。

特別徴収につきましては、当初に徴収すべき対象の納税義務者がございまして、その後、仮徴収という形で、当初の差し引きが開始されるのですが、本算定が終わりまして、保険税額が変更になりますと、それに伴いまして、一定の、当初に決められた金額を年金から差し引くことになりますので、変更が生じますと、そこで一旦特別徴収のほうを中止して、普通徴収のほうに切り換えていくということになります。

それによりまして、当初に比較して、特別徴収できる対象者が減ることによりまして、補正減というような形になっております。

以上が説明になります。

○藤田委員長 はい、どうですか。

○橋本委員 わかりました。

そういう制度だと思って。

○藤田委員長 はい、わかりました。

はい、ほかにご質疑はございますか。

はい、別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 35 号については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長 はい、ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 35 号については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第 36 号 専決処分事項の承認について（令和 6 年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号））を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

はい、お願いします。

○山形保険年金課長 保険年金課長の山形です。

よろしく願いいたします。

議案第 36 号 専決処分事項の承認について（令和 6 年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号））について、ご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

補正予算に関する説明書、後期高齢者医療特別会計の 3 ページをお開きください。

3 款繰入金、1 項 1 目事務費繰入金、2,839 万 9,000 円の減につきましては、後期高齢者医療特別会計全体の決算見込みを踏まえたものであります。

次に、3 目受託事業繰入金、532 万 8,000 円の増につきましては、健康診査分の増額によるものであります。

その下の段、5 款諸収入、3 項 1 目雑入、329 万円の増につきましては、後期高齢者

医療広域連合からの保険証年次更新時のかかり増し費用に対する交付金の確定及び一般会計から組み替えました長寿・健康増進推進事業交付金の交付額の決定によるものであります。

次に、歳出についてご説明します。

5ページをお開きください。

1款総務費、1項 1目一般管理費の説明欄一つ目の○、健診事業費、200万円の減につきましては、健康診査等の受診実績により減額するものであります。

同じ説明欄2つ目の○、後期高齢者医療事務費、408万円の減につきましては、被保険者証の年次更新において、マイナンバーの下4桁の確認通知書を同封したことに伴う、郵便料のかかり増し分の実績確定により、減額するものであります。

その下の段、4款予備費、1項 1目予備費、1,370万1,000円の減につきましては、後期高齢者医療特別会計全体の決算見込みを踏まえ、最終的な調整額を計上したものであります。

以上で、令和6年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

○藤田委員長 はい、執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

はい、船生委員。

○船生委員 はい、船生でございます。

6ページのその役務費、右側ですね。

健康事業費の後期高齢者健康診査というのはどういう、簡単に中身を教えてくださいたいのと、何人予定、診査をする予定だったものが何人減であったのかというところを教えてください。

○藤田委員長 はい、説明を求めます。

はい、お願いします。

○山形保険年金課長 保険年金課の山形です。

船生委員の質疑にお答えします。

後期高齢者健康診査の中身についてなのですが、後期高齢者の被保険者の集団健診費用、あとは個別健康診査を行う内容のものでございます。

受診対象者、1万3,302人に対し、当初の見込みでは約36%、4,789人を見込んでおりました。

実績では、4,607人となり、約34.6%の方が受診されたというような内容になっております。

以上で説明を終わります。

○船生委員 はい、わかりました。

○藤田委員長 はい、ほかに質疑はありますか。

では、いいですか。

はい、では、別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 36 号については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長 はい、ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 36 号については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第 39 号、あ、はい。

先ほどの給食費のご説明ですね、お願いいたします。

○平田学校給食共同調理場長 学校給食共同調理場長の平田です。

よろしくお願いいたします。

先ほどの佐藤委員の質疑にお答えいたします。

給食費の人数の件なのですが、令和 5 年度当初予算の人数、見込みの人数が 7,732 名で、実績が 7,544 名で、マイナス 188 名。

令和 4 年度につきましては、当初 7,961 名で、実績が 7,743 名、218 名の減というところになっております。

人数減の原因というところなのですが、当初予算の人数の算出根拠ですが、当年度 9 月 1 日現在で見込んでいます、翌年度の児童の人数で算出しております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 よろしいですか、はい。

わかりました。

はい、ありがとうございます。

では、次に、議案第 39 号 専決処分事項の承認について（鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正）についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

はい、お願いします。

○山形保険年金課長 保険年金課長の山形です。

よろしく申し上げます。

議案第 39 号 専決処分事項の承認について（鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正）について、ご説明いたします。

お手持ちの資料、新旧対照表になります。

7 ページをお開きください。

今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴い、国民健康保険税条例の低所得者に対する減額措置の適用範囲を拡大するものであります。

具体的には、鹿沼市国民健康保険税条例の国民健康保険税の減額に関する規定第 23 条の一部を改正するもので、国民健康保険税の均等割及び平等割の 5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗ずるべき金額を 29 万 5,000 円か

ら 30 万 5,000 円に引き上げ、2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗ずるべき金額を 54 万 5,000 円から 56 万円に引き上げるものとなります。

軽減判定基準所得の引き上げは、令和 7 年度分の国民健康保険税から適用となり、これにより、低所得者層世帯の保険税負担の軽減が図れることとなります。

以上で、鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正についての説明を終わります。

○藤田委員長 はい、執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

はい、別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 39 号については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 39 号については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第 40 号 令和 7 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

はい、お願いします。

○大出教育総務課長 教育総務課長の大出です。

よろしくをお願いいたします。

議案第 40 号 令和 7 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 2 号）のうち、教育委員会関係予算について説明いたします。

令和 7 年度補正予算に関する説明書、表紙に一般会計第 2 号と入っている冊子の 11 ページをご覧ください。

債務負担行為の補正に関する調書の今回追加に係る分につきましては、学校再編に伴うスクールバス管理費として西中学校、北中学校のスクールバスを借り上げ、運行管理委託をするため、6,283 万 2,000 円を限度額として債務負担行為を設定するものであります。

期間は、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 カ年となっております。

なお、左側にある財源内訳の国県支出金の欄、2,267 万 7,000 円につきましては、へき地児童援助費等国庫補助金の歳入を見込んだ設定であります。

この補助金については、市町村が負担する、学校の統合に伴うスクールバス等の費用について、5 年間、補助対象額の 2 分の 1 が歳入となるものであり、それぞれ統合となる令和 9 年度、または令和 10 年度から補助対象となる見込みであります。

以上で、議案第 40 号 令和 7 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 2 号）のうち、教育委員会関係予算について説明を終わります。

○藤田委員長 はい、執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

はい、別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 40 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 40 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 50 号 令和 7 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 3 号）のうち、教育福祉常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

はい、お願いします。

○高根澤厚生課長 厚生課長の高根澤です。よろしくお願いいたします。

議案第 50 号 令和 7 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 3 号）中、保健福祉部が所管する歳入、歳出についてご説明いたします。

まず、歳入について、ご説明いたします。

補正予算に関する説明書、3 ページをお開きください。

上の段、15 款 国庫支出金 2 項 1 目 総務費国庫補助金の説明欄、地方創生臨時交付金、3 億 6,492 万 8,000 円の増につきましては、国のデフレ完全脱却のための総合経済対策として実施します、定額減税補足給付金の不足額給付に要する給付及び給付事務にかかわる経費に対する補助金であります。

次に、歳出について、ご説明いたします。

5 ページをお開きください。

一番上の段、3 款 民生費 1 項 1 目 社会福祉総務費の説明欄、低所得者世帯等給付金給付事務費、3 億 6,492 万 8,000 円の増につきましては、令和 6 年度に実施した調整給付の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付するもので、所得税や定額減税の確定により本来給付すべき所要額に差額が生じた方や、本人及び扶養親族等として定額減税の対象外であり、かつ低所得者世帯向けの給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方への給付にかかる経費を計上するものであります。

なお、8 月上旬より、対象とする方へも通知を行いまして、順次支給のほうを進めてまいります。

以上で、議案第 50 号 令和 7 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 3 号）中保険福祉部が所管する歳入・歳出についての説明を終わります。

○藤田委員長 はい、お願いします。

○大出教育総務課長 教育総務課長の大出です。

よろしくお願いいたします。

議案第 50 号 令和 7 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 3 号）のうち、教育委員会が所管する歳出について、ご説明いたします。

令和7年度補正予算に関する説明書の5ページをお開きください。

上から3段目、10款 教育費 3項2目 教育振興費の説明欄の○、学生海外交流事業費600万円の増につきましては、友好都市であるアメリカ合衆国ノースダコタ州グランドフォークス市へ本市の中学生を派遣する「中学生海外体験学習事業」について、渡航費用の高騰及び参加者の自己負担額を増やさないために増額をするものであります。

具体的に申し上げますと、当初予算時の渡航費が生徒1人当たり約46万円、参加者の自己負担を30万円程度と見込んでおりましたが、最新の見積もりでは渡航費が約77万円に増額しており、参加者の自己負担額が増えることがないように、市負担額を増額するものであります。

以上で、議案第50号 令和7年度鹿沼市一般会計補正予算（第3号）のうち、教育委員会が所管する歳出についての説明を終わります。

○藤田委員長 はい、執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

はい、佐藤委員。

○佐藤委員 海外交流事業なのですけれども、ノースダコタ州という、多分飛行機で行くのだと思うのですけれども、どういう空港からどう乗り継いでとかまで決まっているのですか。

成田から出るぐらいは容易に想像つくのですが、その後というのは、どういう空路なのかなというのが、きっと全く興味ありまして、お願いします。

○藤田委員長 はい、説明をお願いします。

○羽山学校教育課長 はい、学校教育課長の羽山です。

ただいまの佐藤委員の質疑にお答えします。

予定といたしましては、成田ではなく、羽田空港のまずミネアポリス空港行きというものを利用する予定です。

その後、ミネアポリス空港から乗り換えまして、ヘクター空港というふうなところに、ヘクター市というのがあるのですが、そこに空港がございまして、そちらにまいります。

それで、その後、やはりヘクター空港からグランドフォークス市、かなりちょっと距離もあるのですが、そこはバスなどで利用するというような予定でございます。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、説明は終わりました。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○藤田委員長 はい。

はい、では、橋本委員。

○橋本委員 はい、橋本です。

5ページ、6ページのほうの3款1項1目のところなのですけれども、上の段のところなのですけれども、委託費の派遣費1,694万6,000円、これというのが、何を指して

いるのか、国庫補助、全額国庫ということですので、あれなのですが、一応確認だけさせていただきます、8月上旬から支給開始ということなので、電算だと、これは何をやるのかなというふうに思っています。

○藤田委員長 はい、執行部の説明を求めます。

はい、お願いします。

○倉澤税務課長 税務課長、倉澤でございます。

よろしく願いいたします。

橋本委員の質疑に対し、ご説明をいたします。

業務委託の中の1,694万6,000円の内容ということでご質問かと思うのですが、これにつきましては、派遣会社から、派遣を受けまして、人的に応援をいただくということになっております。

それで、この業務につきましては、電話問い合わせなどのコールセンター、それから書類の確認作業など、そういったものを、今予定でいきますと準備期間の7月から12月あたりまで、1日、最大12名程度を予定して委託するものでございます。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、説明は終わりました。

ほかに質疑はありますか。

はい、船生委員。

○船生委員 はい、船生でございます。

先ほど交流事業について、派遣、アメリカに行くのですけれども、御存じのとおり、アメリカは今非常に、一部だけなのですかね、ロサンゼルスだけなのかどうか知りませんが、非常に情勢が悪いところのようでございますけれども、そこらのところはかんがみて、派遣されればと思いますので、そこらの見解をちょっとだけお願いします。

○藤田委員長 はい、お願いします。

○羽山学校教育課長 はい、学校教育課長の羽山です。

ただいまの船生委員の質疑にお答えします。

はい、確かに、今アメリカの情勢というのが、大統領が変わったからということはないかもしれないですね、やはり変わったことによって、かなりちょっと悪化しているというような情報も得ております。

ただ、今そのアメリカへの渡航危険レベルというものを、国土交通省のほうで出しているのですけれども、それについては、今現在は、渡航には特に危険はないというふうなことで話を聞いております。

ただ、先日もミネソタ州での議員の銃撃事件ですとか、あとは各地で、デモなども起きておりますので、それらの情報、最新の情報をいろいろと入れながら、今後ちょっと注視していきたいというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい。

ほかにご質疑はありますか。

はい、梶原委員。

○梶原委員 梶原です、お願いします。

歳入の質問いたします。

3ページ、4ページ、2段目、繰入金、19款繰入金の、後継者対策基金繰入金で、後継者対策基金が今回600万円繰り出しするというので、残金はいくらなのか、お聞きします。

○藤田委員長 では、よろしいですか。

では、説明、お願いいたします。

○羽山学校教育課長 はい、学校教育課長の羽山です。

はい、今回のこの私どものほうの学生海外交流事業につきまして、600万円の補正をこちらの繰り入れから出させていただくことになるのですが、これ、実際ですね、ちょっとまだ確定ではないのですけれども、令和6年度末で、その繰り入れの残が4,500万円程度でございます。

そこからちょっとこの資料、失礼、今回の説明書の中の3ページに、その後継者対策基金で2,840万円ですかね、というようなことを今回、今年度、これを取り崩すということですので、その残、そうですね。

特にここの基金が入るものがなければ、今現在ですと、基金取り崩した後は1,660万円から1,670万円ぐらいになるのかなということ考えております。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、説明は終わりました。

ほかにご質疑はありますか。

はい、佐藤委員。

○佐藤委員 こういう状況で追加の予算というのを、もちろん反対するものではないのですけれども、では、今後、こういうことは起き得るではないですか。

どんどんどんどん物の値段というのは上がっていくのですから。

これからはどんなふうを考えていこうか思っていますか。

その辺を聞きたいなと思います。

○藤田委員長 何か、派遣事業のことで。

○佐藤委員 あ、そうです、はい。

○藤田委員長 はい、説明、お願いいたします。

○羽山学校教育課長 はい、学校教育課長の羽山です。

ただいまの佐藤委員の質疑にお答えいたします。

その前に、私、先ほど、ちょっと質疑の中で、舩生委員の質疑の中で、私、国交省というふうなお話をちょっとさせていただいたのですが、すみません、正しくは外務省の

間違いでございます。

大変申し訳ありませんでした、すみません。

ただいまの佐藤委員の質疑でございますが、今申されましたように、この後も高騰する可能性もあるというようなこと。

また逆に、今一番上がっていて、この後下がる可能性もあるというようなことも、やはり考えられるところがございますので、やはりその状況に応じまして、それで、この事業につきましても、やはり今後も継続してやっていきたいというふうに考えておりますので、それで、今回も私どもとしても個人負担、これはやっぱり抑えなくてはならないというふうなこともありますので、やはりその都度、その状況に応じまして、検討して進めてまいりたいというふうに考えています。

すみません。

以上で説明を終わります。

○藤田委員長 はい、佐藤委員。

○佐藤委員 急激に上がってしまったということならば、こういう措置というのは納得できるのですけれども、もうこれから高いから負担は下げたいので、もう最初から高めにこちらが公金を投入していくというのだと、ちょっと違うのかなと思うので、そこは妥当なところというのは悩ましいところだと思うのですけれども、国際情勢をかんがみながら、ぜひ検討していただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

○藤田委員長 はい、ほかに質疑はございますか。

はい、船生委員。

○船生委員 はい、すみません、船生です。

先ほどの交流先の中学校の選定において、選定をされたわけですよね、その中学校の。どちらの、何ていうのでしたか、あちら、行く先、先ですよ。

何ていうの、姉妹都市か。

はい、姉妹都市になったわけですが、すみませんけれども、私知らないのので教えてください。

どういう経路で、そこと姉妹都市になって、それで、その中学校と交流するわけですか。

子供たちはその中学校に行くわけでしょう。

どんなところなのだから、ちょっと簡単に教えてください。

○藤田委員長 では、交流先の学校がどんな学校なのかということでもよろしいですか。

○船生委員 はい。

○藤田委員長 はい、もし、わかる範囲で、お願いいたします。

○羽山学校教育課長 はい、学校教育課長の羽山です。

ただいま船生委員の質疑にお答えします。

交流先につきましては、特に中学校というふうに決めているわけではないのですけれども、毎回、令和元年度までもそうだったのですが、そのときに向こうに、当然向こうに行くのですけれども、向こうのほうで受け入れてくれるところというようなことで、中には小学校の場合もあるかもしれないのですけれども、あとは高校ですとか、はい、そういったものもありますので、特に中学校ということではございません。

まずは、はい。

それと、はい、これにつきましては、御存じかと思うのですけれども、旧栗野町のときに、そのグランドフォークス市から、最初はA L T、いわゆるその外国語の勉強を教えてくれる先生がグランドフォークス市から栗野町にちょっと来ていたのですね。

それが起点となりまして、まず栗野町のほうから平成5年のときに、中学生を派遣するこの事業が始まりました、はい。

それで、その後、鹿沼市におきましても、その後の平成27年に、いわゆる友好都市というのを、交流事業というか、友好都市協定というのを結んでいまして、それで、それが平成27年だったものですから、今回ちょうど10年目というふうなことにもなります。

はい、ですので、もとは旧栗野町から、そういった交流が始まっていまして、それが継続して今も続いているというふうなところでございます。

以上で説明を終わります。

○舩生委員 はい、ありがとうございます。

○藤田委員長 はい、ほかに質疑はありますか。

はい、別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第50号中教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○藤田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第50号中教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、今議会において、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これもちまして、教育福祉常任委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(閉会 午前11時55分)